

## 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と社団法人岡山県測量設計業協会（以下「乙」という。）及び中国地質調査業協会岡山県支部（以下「丙」という。）は、大規模な地震、風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時における県民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するため、甲が乙又は丙に対して行う応急対策業務の要請に関し必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により、岡山県災害対策本部が設置される災害
- （2）前号に掲げる災害と同程度の災害であって、応急対策業務のために乙及び丙の協力が必要であると甲が認めるもの

（応急対策業務の内容）

第3条 応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）大規模災害時における県内の被害状況調査
- （2）大規模災害時における甲が管理する公共施設の応急対策に関する測量、調査及び設計
- （3）その他前2号に掲げる業務に関連し、甲が必要と認める応急業務

（協力会社等）

第4条 乙は、各県民局の所管区域（以下「県民局ブロック」という。）ごとに、応急対策業務を実施する上で、乙及び丙の所属会員のうち応急対策業務に協力する会社（以下「協力会社」という。）の連絡窓口となる者（以下「ブロック連絡担当者」という。）を設置するものとする。

2 乙は、各県民局ブロックごとにブロック連絡担当者及び協力会社の名簿、連絡先等を取りまとめ、協定締結後、速やかに書面（様式第1号）により甲に提出するものとする。

（協力要請等）

第5条 甲は、応急対策業務を実施する上で、乙及び丙の協力を必要と認めるときは、乙に対し、書面（様式第2号）により要請するものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、乙に対し、電話又は口頭により要請し、その後、乙に対し、遅滞なく書面を交付するものとする。なお、丙に対する連絡は、乙の連絡責任者が行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲からの書面（様式第2号）の送付を受けたときは、甲に対し、速やかに当該書面の応諾書を返送するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による甲の要請があったときは、特別な理由がない限り、直ちに乙及び丙の協力会社に対し、応急対策業務を実施させなければならない。
- 4 乙及び丙は、甲からの出動要請に対する連絡体制を整備しておくものとする。
- 5 乙及び丙は、あらかじめ、応急対策業務を速やかに実施できるよう、必要な技術者等の確保及び動員の方法を定めておくものとする。

（応急対策業務の実施）

第6条 甲は前条第1項による要請を行ったときは、直ちに県民局長にその旨を連絡するものとする。

- 2 県民局長は、応急体策業務を実施する上で、乙及び丙の協力を必要と認めるときは、ブロック連絡担当者に対し、書面（様式第3号）により要請するものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭により要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。
- 3 ブロック連絡担当者は、前項の規定による要請があったときは、直ちに当該県民局ブロックの協力会社に対し連絡を行い、協力会社は、直ちに被災状況を県民局長の指示により把握し、応急対策業務を早急に実施するものとする。
- 4 応急対策業務に係る現場の指揮は、県民局又は県民局支局の現場担当職員が行うものとする。

（報告）

第7条 乙及び丙は、すべての応急対策業務が完了したときは、速やかに業務内容を取りまとめ、書面（様式第4号）により、県民局長に報告するものとする。

- 2 前項の報告には、被災状況及び応急対策業務の内容が判定できる写真、図面等の資料を添付しなければならない。

（費用の支払）

第8条 県民局長は、応急対策業務を実施した協力会社に対し、当該応急対策業務に要した費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第9条 応急対策業務の実施に伴い、甲、乙（乙の協力会社を含む。）又は丙（丙の協力会社を含む。）のいずれの責めにも帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は各種機材等に損害が生じたときは、乙又は丙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲と協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岡山県土木部技術管理課長とし、乙においては社団法人岡山県測量設計業協会常務理事とし、丙においては中国地質調査業協会岡山県支部常務理事とする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月24日

甲 岡山市内山下二丁目4番6号  
岡山県  
岡山県知事

石井 正弘

乙 岡山市内山下二丁目8番15号  
社団法人岡山県測量設計業協会  
会長

西田 允保

丙 岡山市内山下二丁目8番15号  
中国地質調査業協会岡山県支部  
支部長

小谷 裕司